

小規模事業場産業医活動助成金支給要領（保健師コース）

平成 30 年 4 月 24 日

要領第 12 号

（目的）

第 1 条 この要領は、産業保健活動総合支援事業実施要領第 5 条第 4 項第 2 号に基づく小規模事業場における産業保健活動の助成金（以下「助成金」という。）の支給に係る事務を適正かつ円滑に行うことを目的とし、必要な事項を定める。

（定義）

第 2 条 この要領における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

（1）保健師

保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 2 条の要件を備えた者をいう。

（2）小規模事業場

常時 50 人未満の労働者を使用する事業場をいう。（「常時 50 人未満の労働者」とは、労働保険料の年度更新届出時の人数とする。）

（3）事業者

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する「事業を行う者で、労働者を使用するもの」をいう。

（助成金の対象となる要件）

第 3 条 助成金の対象となる小規模事業場の事業者は、次の各号のいずれの要件も満たさなければならない。

（1）労働保険適用事業場の事業者であること。

（2）平成 30 年度以降、新たに保健師と健診異常所見者や長時間労働者等に対する保健指導、高ストレス者等に対する健康相談、健康教育等の産業保健活動の全部又は一部を実施する契約を締結していること。

（3）保健師に産業保健活動の全部又は一部を行わせていること。

（助成金の支給申請）

第 4 条 助成金の支給を受けようとする小規模事業場の事業者は、「小規模事業場産業医活動助成金支給申請書（保健師コース）」（様式第 1 号）に以下に掲げる書類を添付して、独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）本部に提出しなければならない。

（1）次の事項が記載されている保健師活動に関する契約書の写し

ア 産業保健活動の内容と契約期間

イ 産業保健活動に要する費用

ウ 法人と契約する場合においては、勤務する保健師の氏名

（2）「産業保健活動実績報告書」（様式第 2 号）

- (3) 保健師免許の写し
- (4) 保健師への支払の事実を明らかにする証拠書類の写し（保健師に支払った費用の領収書の写し）
- (5) 「小規模事業場産業医活動助成金（保健師コース）支給申請チェックリスト兼同意書」（様式第3号）
- (6) 労働保険概算・確定保険料申告書等の写し
- (7) 返信用封筒（通知書返信用）

（助成金に係る帳簿及び証拠書類の整備等）

第5条 助成金の支給を受けた事業者は、事業年度（各年の4月1日から翌年の3月31日まで）ごとに助成金に係る帳簿を備え、保健師への支払の事実を記録するとともに、領収書その他支出の事実を明らかにする証拠書類を整備するものとする。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、助成金の支給対象期間終了後、5年間保存するものとする。

（助成金の支給額）

第6条 助成金の支給は、各年度の予算額の範囲で行うものとし、支給対象事業者に対する助成金の支給額は、産業保健活動総合支援事業実施要領第5条第4項第2号のとおりとする。

（端数処理）

第7条 助成金の金額に1円未満の端数が生じたときは、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号）第2条の規定を準用し、その端数を切り捨てるものとする。

（支給審査及び決定通知）

第8条 第4条の規定による支給申請があったときは、機構本部は同条の支給申請事項に不備がないかを審査し、支給額を決定するものとする。

2 機構本部は、前項の規定による審査結果について、適当であると認めたときは、「助成金支給決定通知書（様式第4号）」により事業者へに通知するものとする。

3 機構本部は、第1項の規定により審査した結果について、不適當であると認めたときは、その理由を付して「助成金不支給決定通知書（様式第5号）」により事業者へに通知するものとする。

（支給方法）

第9条 前条の規定により適当であると認めたときは、助成金を当該者に支給するものとする。

2 前項の助成金の支給は、機構本部から、当該者が指定する支給申請書の欄に記載された金融機関の口座に振り込むことにより行うものとする。

(助成金に係る事務取扱機関)

第 10 条 助成金に係る業務のうち次に掲げる業務は、産業保健総合支援センター（以下「センター」という。）が行うものとする。

- (1) センター単独又は他機関と連携して実施する助成金に関する説明会の開催
- (2) 助成金の問合せ等に対する説明（センターへの問合せ等に限る。）
- (3) センターで実施する研修等と併せた助成金に関する周知活動
- (4) その他、機構本部が指示する事項

2 前項各号に規定する業務以外の助成金に係る業務は、機構本部が行うものとする。

(不正受給者に対する措置)

第 11 条 機構本部は、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない助成金の支給を受け、又は受けようとした事業者に対し、不正に係る助成金について不支給の決定をし、又は支給決定を取り消した上で返還させるものとする。

附 則

1 この要領は、平成 30 年 4 月 24 日から施行する。